

2023 年のクラブールの追加改訂

Member Circular No. 17/2022

Updated February 2023

こちらは、英文記事「[Additional amendments to Rules 2023](#)」（2023 年 1 月）の和訳です。
（文中のクラブールの和訳は仮訳であり、常に英文の原文が優先します。）

[Member Circular No. 15/2022](#) に記載のとおり、ロシアとウクライナの間で進行中の戦争の結果、適用される再保険の条件が変更されたことを受けて、アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグおよびガード P.& I. (バミューダ) リミテッド（以下、総称して、または個々に「**当組合**」という）の加入船その他浮遊構築物の P&I 保険および FD&D 保険に関するクラブール（以下「**クラブール（船舶）**」という）ならびに可動式海洋施設の P&I 保険および FD&D 保険に関するクラブール（以下「**クラブール（MOU）**」という）に対するさらなる変更が求められました。

クラブール（船舶）およびクラブール（MOU）に対する以下の改訂が、ガード P.& I. (バミューダ) リミテッド理事会（2022 年 11 月 2 日開催）およびアシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ理事会の承認に基づき、ガード P.& I. (バミューダ) リミテッド執行委員会によって承認され、2023 年 2 月 20 日正午（GMT）に効力を生じます。

クラブール（船舶） – P&I 保険

附則 I - 追加保険

再保険者から認められる担保の縮小に伴い、ロシア水域ならびにベラルーシおよびウクライナのその他一部水域を運航する船舶については、現在紛争が行われていることから、提供する担保水準を改訂します。ロシアの全水域および欧州の特定の水域を通過もしくはこれらの水域内に寄港する、またはその両方を行う船舶の戦争危険担保は、船舶ごとに一事象あたり **8,000 万米ドル** のサブリミットが適用されます。

これらの変更に伴い、附則 I 第 2 条で定める P&I 戦争危険特別担保について、以下の改訂が行われました（改訂部分は取り消し線/下線で反映）。

「…2 戦争危険

当組合は、組合員のため、追加戦争危険保険を用意した。

担保の範囲

1 P&I 戦争危険特別保険は、クラブルール（船舶）第 58 条に定める戦争危険によって生じた同ルール（船舶）第 II 部第 1 章に定める P&I 危険を担保するものであるが、加入船の加入証書に付帯する、または当該加入証書に含まれる個々の組合と個々の組合員との間で合意した特別加入条件が常に適用される。

本担保には、加入船一隻につき一事象あたり最低 5 万米ドルの免責額が適用される。

また、本担保範囲には、2027 年まで延長された 2002 年米国テロリズム保険法改正法に定めるテロ行為に起因する責任を含む。

かかる責任に対する追加保険料の詳細については、別途サーキュラーで通知する。

解除通知、担保の自動終了および戦争・核の除外

2 付与される担保は、以下に定めるとおり、解除通知、担保の自動終了および戦争・核の除外に係る規定による。マネジャー当組合は、7 日前に通知した上で本担保を解除することができる（この解除は、マネジャー当組合が解除通知を発行した日の午前 0 時から 7 日が経過した時点で効力を生じる）。

...

生物化学およびコンピューターウィルス

4 当組合は、以下のいずれかが直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる損失、責任、費用または経費については責任を負わない。

- i 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁的兵器
- ii 危害を加える手段としてのコンピューターウィルスの使用または操作
- iii 上記第 4 条(ii)は、武器またはミサイルの発射もしくは誘導システムもしくは発射メカニズムまたはそのいずれにもおけるコンピューター、コンピューターシステムまたはコンピューターソフトウェアプログラムまたはその他の電子システムの使用から生じる損失（本来であれば本保険条件に基づき担保されるであろうもの）を除外するものではない。

ただし、国際 P&I グループは、以下の事項に関する組合員の責任を担保する特別プール制度を通じて生物化学危険を担保することとした。

- i 船員の人身傷害または疾病または死亡の結果として生じた損害賠償金、補償金または費用
- ii 生物化学危険から生じるその他の P&I 責任を回避または最小化するためにのみ生じた法的費用

生物化学危険に対する特別保険のてん補限度額は、加入船一隻につき総額 3,000 万米ドルとする。生物化学担保条件の詳細は、下記の生物化学およびコンピューターウィルス特別条項のとおりである。

カバー限度額

5. 下記第 6 条の規定に該当する場合を除き、船主組合員に対するてん補は、各加入船につき一事故あたり、加入船の適正価額または組合員が手配した他の P&I 戦争危険担保に基づいててん補される金額のうちいずれか高い方の金額を超過する 5 億米ドルを限度とする。最低超過額は、クラブルール（船舶）第 71 条第 1 項(a)に基づいて決定される加入船の適正価額または 5 億米ドルのうちいずれか低い方の金額とする。

6. 上記第 5 条で定める 5 億米ドルの限度額は、ロシアの全水域（沖合 12 海里までの沿岸水域を含む）および以下に定める水域を通過もしくはこれらの水域内に寄港する、またはその両方を行う加入船の場合、一隻あたり 8,000 万米ドルに変更される。

- 1) 以下の境界線に囲まれたアゾフ海および黒海の水域ならびに内水域
 - a) 西端はルーマニア水域周辺ウクライナ・ルーマニア国境の北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分から公海の北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分
 - b) 公海の北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通過して公海の北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分
 - c) 公海の北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分を通過して公海の北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分
 - d) 公海の北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通過して公海の北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分
 - e) 東端はロシア・ジョージア国境の北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分
- 2) ウクライナの内水全域
- 3) ロシアの以下の内水域
 - a. クリミア半島
 - b. ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで）
 - c. ドネツ川（ドン川からウクライナとの国境まで）
- 4) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内水全域

67 加入船に関し、当組合または国際 P&I グループの再保険制度に参加している他の P&I 組合と 2 以上の船主加入または用船者加入がある場合、事象後に当組合もしくはかかる他の組合またはその両方に対して行われるすべてのクレームの合計金額は、5 億米ドルまたは 8,000 万米ドル（上記第 6 条の制限を受ける船舶の場合）をそれぞれ限度とする。このような場合の責任は、5 億米ドルまた

は 8,000 万米ドルそれぞれのうち、当組合の船主加入または用船者加入に基づいて補われるクレームが、当組合または他の組合に加入する当該加入船に関するすべての船主加入および用船者加入に基づいて補われるそのすべてのクレームの合計金額に占める割合に応じた金額を限度とする。

…3 他の追加保険

当組合は、組合員と当組合の間で明示的に合意した条件で、クラブルールの下で担保されない責任または危険について他の追加保険を提供すること、またはその手配を支援することができる。2022 追加保険約款には、特別なニーズに対応するために標準的な P&I 保険を補足するために設計された各種の保険商品の目録が含まれている。他の追加保険の詳細については、www.gard.no または当組合の引受部門から入手できる。」

附則 II および III

国際 P&I グループの再保険プログラム更改の一環として、用船者に関しておよびコンソーシアム・クレームに対して認められるプール可能な担保限度額が 3 億 5,000 万米ドルから 5 億米ドルに引き上げられました。

当該限度額に合わせ、附則 II および III の文言について、以下の改訂が行われました（改訂部分は取り消し線/下線で反映）。

附則 II - 用船者の限度額及びコンソーシアム・クレームに対する特別限度額

「…2 船主加入の下での共同被保険者である用船者

クラブルール第 78 条第 4 項に定めるとおり船主加入の下での共同被保険者である用船者について提供される担保は、加入 1 件につき一事故あたりの限度額（ある場合）および 3 億 5000 万 5 億米ドルのいずれか低いほうを限度とする。本附則 II 第 2 条において「限度額」とは、加入船の登録船主が制限する権利を求め、かつ、制限する権利を否定されていなければ、加入船の登録船主が該当する事由に関する自己の責任の限度額とし得たであろう額をいう。

3 用船者加入 - すべての種類のクレーム

下記第 4 条の定めに従うことを条件として、クラブルール第 1 章第 II 部に該当するすべての責任、損失、費用または経費について用船者加入の下で付保されたすべてのものに提供される担保は、加入船ごとに加入 1 件につき一事故あたり 3 億 5000 万 5 億米ドルを限度とする。

4 油濁 - 海難救助

…

b 加入船が 2 以上の用船者加入により当組合または当組合とプール協定に加入している他の組合に付保されている場合、事故後に当組合もしくはそれら他の組合またはその両方に対して行われる油濁についてのすべてのクレームの合計金額は、3 億 5000 万 5 億米ドルを限度とする。かかる各クレ

ームに関する当組合の責任は、~~3億5000万~~5億米ドルのうち、かかるクレームが当組合または当組合とかかる他の組合に対するクレームの合計金額に占める割合に応じた額を限度とする。

…5.5 保険の限度額

コンソーシアム・クレームについて提供される担保は、クラブルール第 52 条に従い、当組合およびプール協定の当事者である他の組合に付保した組合員のあらゆる P&I 保険の下ではすべての船舶に関して一事故あたり ~~3億5000万~~5億米ドルを限度とする。」

附則 III - 油濁

「…2 船主加入の保険限度額

a 船主加入について油濁に関して提供される担保は、本第 2 条に従って、クラブルール第 53 条第 1 項により制限される。

b クラブルール第 78 条第 4 項に定めるとおり船主加入の下での共同被保険者である用船者に提供され、附則 II 第 5 条に定めるコンソーシアム・クレームに関するてん補は、船主加入 1 件につき一事故あたり限度額（ある場合）および ~~3億5000万~~5億米ドルのうちいずれか低い額を限度とする。」

クラブルール（MOU） - P&I 保険

附則 II - 追加保険 - 可動式海洋施設の P&I 戦争危険保険

再保険条項の変更により、ロシア・ウクライナの戦争危険リスク除外条項および解除通知の改訂条項が含まれることを受けて、附則 II で定める P&I 戦争危険保険に同様の内容を含めるため、および当該再保険を反映させるため、以下の改訂が行われました（改訂部分は取り消し線/下線で反映）。

「…担保の範囲

P&I 戦争危険担保は、クラブルール第 54 条に定める戦争危険によって生じた同ルール第 II 部第 1 章に定める責任、損失、費用および経費に適用される。当該担保は、加入船の船体保険もしくは船員/船舶戦争危険保険またはその両方およびそれらに適用される P&I 保険摂取条項に基づきてん補される金額を超える責任または損失のみを対象とするものであるが、当組合と個々の組合員との間で合意した、および当該加入船の加入証書で定める特別加入条件が常に適用される。担保の最大限度額は、P&I 保険の最大限度額と同額である。

五大国間の戦争除外

P&I 戦争危険担保は、以下に起因する損失、損害、責任または費用をてん補しない。

- (宣戦布告の有無を問わず) 英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国のいずれかの国の間で戦争が勃発した場合
- 権原または使用いずれかの接收

JLC 地域・紛争除外条項

1 P&I 戦争危険担保では、以下に掲げるすべての損失、損害、責任、費用または経費をてん補しない。

(a) ロシア・ウクライナ紛争もしくはその拡大またはその両方に起因して、またはこれに関連して発生したもの

(b) ロシア連邦、ベラルーシ、ウクライナの領土（領海を含む）ならびにウクライナ、クリミア半島およびモルドバ共和国の紛争地域のうち、ロシア軍、ロシアが支援する部隊もしくはロシア当局またはそのいずれもが紛争を行っている地域、領土または領海で生じたもの

(c) ロシア連邦、ベラルーシおよびウクライナの領土（領海を含む）ならびにウクライナ、クリミア半島およびモルドバ共和国の紛争地域における、船舶および貨物のだ捕、捕獲、強留、抑留、没収、国有化、収用、権利もしくは使用の剥奪もしくは接收、または移動制限によって生じたもの

JL2022-019

生物化学危険およびコンピューターウイルスの除外

P&I 戦争危険担保では、化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁的兵器が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる損失、損害、責任または費用について、いかなる場合も責任を負わない。

解除通知 - 担保の自動終了

~~P&I 戦争危険担保は、解除通知、担保の自動終了および戦争一校の除外に係る規定（船体など 1995 年 1 月 1 日付 CL359）による。これはつまり、当組合が解除の意思を 7 日前に通知することで本担保を解除できることを意味する。担保が自動的に終了する場合もある。~~

1 解除通知（「通知」）

P&I 戦争危険担保は、当組合がクラブルール第 54 条で定める戦争危険に関し、72 時間前に解除通知（以下「通知」という）を行うことで解除することができる。当該通知は、当組合が通知を行った日のグリニッジ標準時の午前 0 時から効力を生じる。

当組合は、その後必要に応じて、当組合が合意する条件で担保を復活することができる。担保の復活は、当組合が合意する日時をもって発動する。

2 自動終了

2.1 第1項の解除通知の有無にかかわらず、P&I 戦争危険担保は、以下の場合に自動的に終了する。

2.1.1 場所や時期を問わず、戦争による核兵器の敵対的爆発が発生した場合およびまたは

2.1.2 (宣戦布告の有無を問わず) 英国、アメリカ合衆国、フランス、ロシア連邦、中華人民共和国のいずれかの国の間で戦争が勃発した場合]

最新版のクラブルール（船舶）およびクラブルール（MOU）は、更改日である 2023 年 2 月 20 日までに www.gard.no 上で公表されます。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](http://www.gard.no)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

Gard AS, P.O. Box 789 Stoa, NO-4809 Arendal, Norway Tel: +47 37 01 91 00, Fax: +47 37 02 48 10,
Outside office hours: +47 90 52 41 00

For and on behalf of an entity of the Gard group comprising, inter alia; Gard P. & I. (Bermuda) Ltd, Assuranceforeningen Gard - gjensidig - and Gard Marine & Energy Limited. Gard AS is registered as an insurance intermediary by the Norwegian Financial Supervisory Authority. Company Code : 982 132 789